

○探偵業者立入検査要領の策定について

(平成19年10月18日岩生企第346号警察本部長)

[沿革] 平成26年4月岩生環第207号、令和3年3月岩生環第77号改正

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

近年の探偵業を巡る料金トラブル等契約に関する苦情や調査対象者の秘密を利用した恐喝事件、違法な手段による調査等が急増している状況にかんがみ、平成18年6月、探偵業の業務の適正化に関する法律が成立し、本年6月1日に施行された。

同法の施行に伴い、その業務の運営の適正を図り、もって個人の権利利益の保護に資するため、探偵業者の営業所に対する実効ある立入検査の実施を推進する必要がある。

そこで、探偵業者の営業所に対する立入検査について別添のとおり「探偵業者立入検査実施要領」を策定したので、適切な立入検査を積極的に推進されたい。

別添

探偵業者立入検査要領

1 趣旨

この要領は、探偵業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第13条の規定に基づく探偵業者の営業所に対する立入検査を適切に実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 立入検査実施計画の策定

生活安全企画課長及び警察署長は、管内に所在する探偵業者の営業所数、立入検査要員の人数等の実情を勘案し、立入検査実施計画を策定し、同計画に基づいて立入検査を実施するものとする。

3 立入実施者

(1) 立入実施者の指名

立入検査は、警察職員のうち、生活安全企画課長及び警察署長があらかじめ指定する者が行うものとする。

(2) 立入実施者に対する教養

立入検査に従事する警察職員に対しては、あらかじめ立入検査の手続、立入検査に当たっての着眼点、法令違反を発見した場合の措置等について所要の教養を実施するものとする。

4 立入検査の実施時期

立入検査は、2により策定した立入検査実施計画に基づき実施するほか、次のような場合において実施するものとする。

- ① 行政処分実施後において、その履行状況を確認する場合
- ② 報告要求に応じない場合

③ 営業に関する苦情や違反の疑いがある場合

④ その他特に必要と認める場合

5 立入検査実施要領

(1) 立入実施上の留意事項

立入実施者は、立入検査を実施するに当たっては、次の事項に留意しなければならない。

① 身分を証明する証明書を携帯し、関係者に提示すること。

② 探偵業者の正当な業務にできる限り支障を生じないようにし、探偵業者に無用な負担をかけないこと。

③ 立入検査は、営業所の責任者又はこれに代わるべき者の立ち会いを得て実施すること。

④ 立入検査は、法の施行に必要な限度で行い得るものであり、立入の場所、質問事項は、立入目的以外に及ばないこと。

⑤ 立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、法第19条第5号の規定により、30万円以下の罰金に処せられるものであることから、相手方が立入検査に異議を申し立てようとする場合には、その旨を説明し、理解と協力を得られるようにすること。

(2) 立入検査票の活用

適切な立入検査を実施するため、立入検査を実施した場合には、別紙「探偵業者立入検査票」を作成し、速やかに警察本部においては生活安全企画課長、警察署においては生活安全課長に報告するものとする。ただし、法令違反で行政処分の上申や検挙措置の必要性について判断を要する場合、警察署においては警察署長に報告するものとする。

これらの場合において、作成した立入検査票は一定期間これを保管するものとする。

(3) 法令違反発見時の措置

立入実施者は、立入検査を実施した結果、法令違反を発見したときは、生活安全企画課長又は警察署長に報告し、その指揮を受けるものとする。

6 管理

(1) 法令違反に対する措置

生活安全企画課長又は警察署長は、立入検査の結果、法令違反があった旨の報告を受けたときは、速やかに、指導・警告、行政処分の上申又は検挙の措置を講じるものとする。

(2) 警察本部における管理

生活安全部長は、営業所に対する立入検査の実施状況を掌握し、適切な立入検査と法令違反に対する適正な措置が実施されるよう管理するものとする。

<p>法第8条 【重要事項の説明等】</p>	<p>依頼者との契約締結前に、法第8条第1項各号に規定する事項について、当該依頼者に対し、書面を交付して説明しているか。 <input type="checkbox"/>書面交付・説明している。 <input type="checkbox"/>書面交付・説明していない。〔 件〕</p> <p>【参考】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 探偵業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 2 届出証明書に記載されている事項 3 探偵業務を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他の法令を遵守するものであること。 4 第10条（秘密の保持等）に規定する事項 5 提供することができる探偵業務の内容 6 探偵業務の委託に関する事項 7 探偵業務の対価その他の当該探偵業務の依頼者が支払わなければならない金銭の概算額及び支払時期 8 契約の解除に関する事項 9 探偵業務に関して作成し、又は取得した資料の処分に関する事項 	<p><input type="checkbox"/>口頭確認 <input type="checkbox"/>説明用書面</p>	<p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p>
	<p>依頼者との契約締結時点で、遅滞なく法第8条第2項各号に規定する事項について、依頼者に対し、書面を交付して説明しているか。 <input type="checkbox"/>書面交付・説明している。 <input type="checkbox"/>書面交付・説明していない。〔 件〕</p> <p>【参考】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 探偵業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 2 探偵業務を行う契約の締結を担当した者の氏名及び契約年月日 3 探偵業務に係る調査の内容、期間及び方法 4 探偵業務に係る調査の結果の報告の方法及び期限 5 探偵業務の委託に関する定めがあるときは、その内容 6 探偵業務の対価その他の当該探偵業務の依頼者が支払わなければならない金銭の額並びにその支払の時期及び方法 7 契約の解除に関する定めがあるときは、その内容 8 探偵業務に関して作成し、又は取得した資料の処分に関する定めがあるときは、その内容 	<p><input type="checkbox"/>口頭確認 <input type="checkbox"/>説明用書面</p>	<p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p>
<p>法第9条 【探偵業務の実施に関する規制】</p>	<p>当該探偵業務に係る調査の結果が犯罪行為、違法な差別的取扱いその他の違法な行為のために用いられることを知った場合、当該探偵業務を継続していないか。 <input type="checkbox"/>調査の結果が違法行為に用いられた事案有り〔 件〕 （講じた措置 <input type="checkbox"/>探偵業務を中止〔 件〕 <input type="checkbox"/>探偵業務を継続〔 件〕） <input type="checkbox"/>調査の結果が違法行為に用いられた事案無し</p> <p>探偵業務の委託に関し、探偵業者以外の者に委託していないか。 <input type="checkbox"/>探偵業務の委託有り〔 件〕 （委託先 <input type="checkbox"/>探偵業者への委託〔 件〕 <input type="checkbox"/>探偵業者以外の委託〔 件〕） <input type="checkbox"/>探偵業務の委託無し</p>	<p><input type="checkbox"/>口頭確認 <input type="checkbox"/>その他 （ ）</p> <p><input type="checkbox"/>口頭確認 <input type="checkbox"/>契約関係書面 <input type="checkbox"/>その他 （ ）</p>	<p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p> <p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p>

<p>法第10条 【秘密の保持等】</p>	<p>正当な理由なく、業務上知り得た人の秘密を漏らしていないか。(退職者を含む。) <input type="checkbox"/>漏らしている。〔 件〕<input type="checkbox"/>漏らしていない。</p> <hr/> <p>探偵業務に関して作成し、又は取得した文書、写真その他の資料(電磁的記録を含む。)について、その不正又は不当な利用を防止するため必要な措置を講じているか。 <input type="checkbox"/>講じている。(<input type="checkbox"/>厳重保管 <input type="checkbox"/>廃棄) <input type="checkbox"/>講じていない。</p>	<p><input type="checkbox"/>口頭確認 <input type="checkbox"/>その他 ()</p> <hr/> <p><input type="checkbox"/>口頭確認 <input type="checkbox"/>保管状況の確認 <input type="checkbox"/>廃棄状況の確認 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>	<p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p> <hr/> <p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p>
<p>法第11条 【教育】</p>	<p>使用人その他の従業者に対し、探偵業を適正に実施させるため、必要な教育を行っているか。 <input type="checkbox"/>行っている。 <input type="checkbox"/>行っていない。</p>	<p><input type="checkbox"/>口頭確認 <input type="checkbox"/>教育計画書等 (任意書面) <input type="checkbox"/>教育実施簿等 (任意書面) <input type="checkbox"/>その他 ()</p>	<p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p>
<p>法第12条 【名簿の備付け等】 法施行規則 第5条 【名簿の記載事項等】</p>	<p>営業所ごとに、使用人その他の従業者の名簿が備え付けられているか。 <input type="checkbox"/>備え付けられている。 (<input type="checkbox"/>不備あり〔 名分〕<input type="checkbox"/>不備なし) <input type="checkbox"/>備え付けられていない。</p> <p>【参考】 1 氏名・住所・性別・生年月日 2 採用・退職年月日 3 従事させる探偵業務の内容 4 従業員の写真(3年以内、3cm×2.4cm) 5 退職者の名簿(退職後も3年間)</p> <hr/> <p>届出証明書を営業所の見やすい場所に掲示しているか。 <input type="checkbox"/>掲示している。 <input type="checkbox"/>掲示していない。</p>	<p><input type="checkbox"/>従業者名簿</p> <hr/> <p><input type="checkbox"/>掲示状況の確認</p>	<p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p> <hr/> <p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p>
<p>立入検査 実施結果</p>	<p><input type="checkbox"/> 変更届出義務違反(法第4条第2項違反) <input type="checkbox"/> 名義貸しの禁止違反(法第5条違反) <input type="checkbox"/> 探偵業務の実施原則違反(法第6条違反) <input type="checkbox"/> 書面の交付を受ける義務違反(法第7条違反) <input type="checkbox"/> 重要事項の説明等義務違反(法第8条違反) <input type="checkbox"/> 探偵業務の実施に関する規制違反(法第9条違反) <input type="checkbox"/> 秘密の保持等義務違反(法第10条違反) <input type="checkbox"/> 教育義務違反(法第11条違反) <input type="checkbox"/> 名簿の備え付け等義務違反(法第12条違反) <input type="checkbox"/> 立入検査拒否等 <input type="checkbox"/> 指示処分違反 <input type="checkbox"/> 営業停止、廃止命令違反 <input type="checkbox"/> 探偵業務に関し他法令違反 <input type="checkbox"/> その他()</p>		